

# 埼玉県立自然公園特別地域内における各種行為の審査基準 及び普通地域内における各種行為の処理基準

平成14年3月20日	環境防災部長決裁
平成15年3月25日	改正
平成16年3月31日	改正
平成20年2月19日	改正
平成23年7月1日	改正

埼玉県立自然公園区域内における各種行為について埼玉県立自然公園条例(昭和33年条例第15号。以下「条例」という。)第12条の許可及び第14条の届出については、下記の基準により処理する。

## 1 許可の基準

許可の基準は、埼玉県立自然公園条例施行規則(昭和49年規則第31号。以下「規則」という。)第14条の2に規定するとおりとするほか、特別地域内における廃棄物処理施設の設置については、次のとおりとする。

### (1) 産業廃棄物処理施設

#### ア 最終処分場

原則としてその設置は認めない。

ただし、既に土石の採取等により地形が改変された土地において最終処分場を設置する場合であって、遮水シート等の工作物の設置がなく、さらに、施設の設置により新たな風致上の支障が生ずることがなく、施設設置及び設置に際して行われる修景等の措置により、公園の風致維持上、従前より好ましい状態を生ずることとなる場合は、その設置の可否を判断するものとする。

#### イ 最終処分場以外の施設

原則として施設の設置を認めない。

ただし、既に特別地域内に存在する事業場等に付帯して設けざるを得ない密接不可分な処理施設を設置する場合は、その設置の可否を判断するものとする。

### (2) 一般廃棄物処理施設

一般廃棄物を処理するための施設についても、(1)にかかかる対処方針を原則とする。

ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により一般廃棄物の処理は市町村が行うべきものとされていることから、当該市町村の区域の大半が自然公園区域に含まれることなどにより、公園区域外において処理施設を設置することが著しく不合理な場合、最終処分場以外の処理施設にあつては、その設置について検討するものとする。

## 2 届出の審査

条例第14条に規定する届出については、届出に係る行為が普通地域の風景の保護に

及ぼす影響について検討し、風景の保護上、大きな影響を与える可能性があるか審査する。

特に以下に掲げる行為については、次の基準により処理するものとする。ただし、景観法（平成16年法律第110号）第7条第1項に規定する景観行政 団体である市町村の区域（景観計画を施行していない市町村の区域を除く。）内における行為（景観法第16条第1項の規定による届出の対象とならない行為を除く。）の審査においては、

（1）エの基準を適用しない。

（1）工作物の新築、改築及び増築

工作物の新築、改築及び増築については、次のすべてに適合するかどうかを審査するものとする。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、届出にかかる場所以外の場所ではその目的を達成することが困難と認められるものについてはこの限りでない。

ア 当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げとならないこと。

イ 当該工作物が山稜線を分断する等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。

ウ 当該工作物の色彩及び形態がその周辺の風景と著しく不調和でないこと。ただし、特殊な用途の工作物については、この限りでない。

エ 当該工作物の各立面について、別表色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計（着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）が、当該立面の面積の3分の1を超えないこと。ただし、特殊な用途の工作物については、この限りでない。

（2）水面の埋立て又は干拓

水面の埋立て又は干拓（以下「埋立て等」という。）については、次のすべてに適合するかどうかを審査するものとする。

ア 主要な展望地から見て、埋立て等により風景の保護上著しい支障を及ぼすと見込まれる水面において行われるものでないこと。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、届出にかかる場所以外の場所においてはその目的を達成することが困難と認められるものについてはこの限りでない。

イ 埋立て等の規模及び形状が適切であると認められるものであること。

ウ 埋立地又は干拓地において修景等が適切に行われる計画であること。

エ 埋立て等の工事に伴う汚濁が周辺水域へ拡散しない工法がとられていること。

オ 廃棄物の埋立てによるものではないこと。

（3）露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取

露天掘りにより行われる大規模な鉱物の掘採又は土石の採取は、風景の根幹である地形の改変を伴わないなど風景の保護に著しい支障を及ぼさないものであり、かつ、跡地の整理等を適切に行う計画であるかどうかを審査するものとする。ただし、次のいずれかに適合する場合はこの限りでない。

ア 条例14条第1項による届出をして、現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生

業の維持のために行うもの（イからエまでの規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、自然的、社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限であり、かつ、跡地の整理を適切に行うこととされていると認められるものであること。

イ 河川にたい積した砂利を採取するものであつて採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあつては、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。

ウ 既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあつては、露天掘りでない方法によることが著しく困難であると認められるものであること。

エ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、届出申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することが困難であると認められるものであること。

#### (4) 産業廃棄物処理施設の設置

産業廃棄物処理施設の設置については、次の事項のいずれかに該当する場合に設置を検討するものとする。

ア 上記1（1）ア、イに該当する場合。

イ 当該公園区域内で生じる産業廃棄物を処理することが主たる目的の施設であつて、当該普通地域内において設置することが、自然的、社会的その他の観点から見て妥当でないと認められる場合でなく、かつ、樹木等による遮へいがされるなど周辺の風景に対する影響に配慮されたものであること。

#### (5) 一般廃棄物処理施設の設置

一般廃棄物処理施設についても、原則として（4）に拠る。ただし、最終処分場以外の処理施設にあつては、当該区域の存する市町村内で生じる廃棄物を処理することが主たる目的であつて、当該市町村の区域の大半が自然公園区域に含まれることなどにより、公園区域外において処理施設を設置することが著しく不合理な場合においてはその設置について検討するものとする。

別表 色彩の制限基準

1 県立自然公園の普通地域において都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域（以下「用途地域」という。）が定められている区域（都市区域）

色 相	明 度	彩 度
7.5Rから7.5Y	—	6を超える
7.5RPから7.5R（7.5Rは含まない。） 7.5Yから7.5GY（7.5Yは含まない。）	—	4を超える
7.5GYから7.5RP（7.5GY及び7.5RPは含まない。）	—	2を超える

2 県立比企丘陵自然公園（関越自動車道以西の区域を除く。）及び県立安行武南自然公園の普通地域において用途地域が定められていない区域（田園区域）

色 相	明 度	彩 度
7.5Rから7.5Y	2を超える	6を超える
	2以下	—
7.5RPから7.5R（7.5Rは含まない。） 7.5Yから7.5GY（7.5Yは含まない。）	2を超える	4を超える
	2以下	—
7.5GYから7.5RP（7.5GY及び7.5RPは含まない。）	2を超える	2を超える
	2以下	—
N	2以下	—

3 県立狭山自然公園、県立奥武蔵自然公園、県立黒山自然公園、県立長瀨玉淀自然公園、県立比企丘陵自然公園（関越自動車道以東の区域を除く。）、県立上武自然公園、県立武甲自然公園、県立両神自然公園及び県立西秩父自然公園の普通地域において用途地域が定められていない区域（山地、丘陵区域）

色 相	明 度	彩 度
7.5Rから7.5Y	9以上	—
	9未満	6を超える
7.5RPから7.5R（7.5Rは含まない。） 7.5Yから7.5GY（7.5Yは含まない。）	9以上	—
	9未満	4を超える
7.5GYから7.5RP（7.5GY及び7.5RPは含まない。）	9以上	—
	9未満	2を超える

N	9 以上	-
---	------	---

※ この色彩の制限基準は、色彩をマンセル表色系（JIS Z 8721）に基づき表示している。

附 則

この処理基準は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この処理基準の変更は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この処理基準の変更は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この処理基準の変更は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この処理基準の変更は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。